

原告と共に

原発賠償訴訟・京都原告団を支援する会
会報 NO. 14 / 発行：2016年7月
〒612-8082 京都市伏見区両替町9丁目254
北川コンサイスビル203号
TEL:090-8232-1664 FAX:0774-21-1798
E-mail:shien_kyoto@yahoo.co.jp
Blog:http://shienkyoto.exblog.jp/

第16回口頭弁論の 傍聴に来てください！



福島県庁までデモ行進 (5月30日)

第14回期日(5月27日)は、抽選には至らなかったものの、傍聴券がすべて無くなり、傍聴席は満杯となりました。原告側の準備書面については2面に高木野衣弁護士のご概説を載せています。報告集会では、支援する会の共同代表に就任された市民環境研究所の石

田紀郎代表理事と国民救済会京都府本部の橋本宏一事務局長から挨拶と決意表明がありました。その後、原告団のうのさんから、避難者への住宅無償提供打ち切りをめぐって、原発事故被害者団体連絡会(ひだんれん)と原発被害者訴訟原告団全国連絡会という2つの全国組

織(京都原告団は両方に加入)が統一行動で合意し、5月30日に共同で福島県交渉を行なうことが報告されました。

その統一行動には京都原告団からも福島さんと堀江さんが参加し、現地でも1人が合流しました。

現地で記者発表された「住宅の無償提供継続を要求する」共同声明には、

緊急の取り組みだったにもかかわらず、賛同した541名の避難者が名を連ねました。

第15回期日(6月29日)は参議院選挙の真っ最中、しかも雨とあつて心配しましたが、100名を超える方の参加で抽選になりました。原告側の準備書面については2面に鈴木順子弁護士の概説を載せています。

報告集会の様子は、3面に掲載しています。久々に午後からの開催だったこともあり、夕方からは「原告・弁護士・支援者の交流会」を行ない交流を深めました。

◇「全国原発賠償訴訟の動き」◇

現在、全国で1万人を超える原発事故被害者が、国と東京電力を相手に損害賠償訴訟を起こしています。その中で、この秋から来年にかけて、一審が結審・判決を迎えるところも出てきています。

最も早いのが10月31日に結審を迎える群馬訴訟です。群馬では昨年5月から今年2月までに計41人の原告本人尋問を実施。この5月には福島の生業(なりわい)訴訟に次いで

全国2例目となる裁判所による現地検証を行ないました。来年3月には判決が出る可能性が強まっています。

全国で最も早い昨年1月に原告本人尋問が始まった千葉訴訟も、来年1月31日に結審することが決まりました。

西日本では京都訴訟が先行しており、12月から専門家の証人調べに入り、来年1月からは原告全58世帯の代表者の本人尋問

が行われます。しかも12月以降は、2か月に3回というハイペースで口頭弁論が開かれます。

群馬、千葉、京都訴訟の判決内容が、全国の原発賠償訴訟に大きな影響を与えることとなりますので、何としても勝利判決を実現しなければなりません。そのためには、裁判を支援する世論を広げ、支援者を拡大していくことが求められています。ぜひ、力を貸してください。

* 原発賠償京都訴訟の今後の日程 *

- ・第16回期日…8月3日(水)14時開廷(A)
 - ・第17回期日…9月23日(金)10時半開廷(B)
 - ・第18回期日…11月2日(水)10時半開廷(B)
- ※いずれも京都地裁ロビー集合
(A)13時20分～35分 傍聴整理券交付
(B)9時50分～10時05分 傍聴整理券交付

◆第14回口頭弁論

— 準備書面(36)の概説 —

5月27日の第14回口頭弁論で原告側が提出した準備書面(36)——ICRP勧告の意味、低線量被ばくの健康影響等——について、高木野衣弁護士にその要点を解説してもらいました。



高木 野衣 弁護士

NTモデルとは、低線量でも有害であるということである。安全な線量値がない以上、限度を設

ける必要があり、それが年間1mSvという公衆被ばく線量限度です。LNTモデルは、放射線によるDNA損傷に伴い生ずる遺伝子及び染色体の突然変異が放射線量に比例するという科学的根拠に基づいています。

しかし、有名な疫学調査に原爆被ばく者の寿命調査がありま

認めようとしません。その理由として挙げられるのが「スクリーニング効果」です。スクリーニング効果とは、広く検査を実施したために本来見過ごされていたはずの甲状腺がんが見つかるというものです。もしそうであるなら、1巡目で発見され尽くされ、2巡目では発見が多

5年間平均被ばく線量限度と同等です。放射線作業従事者は「放射線管理区域」で就労しています

「汚染度が高ければタイベック等の防護措置」という規制がかけられている区域です。このような場所に帰還せよと言うのです。国は避難の権利を認め、東京電力とともに、その避難生活を経済的に支える施策こそ打ち立てるべきです。(高木野衣弁護士)

◆第15回口頭弁論

— 準備書面(41)の概説 —

6月29日の第15回口頭弁論で原告側が提出した準備書面(41)について、鈴木順子弁護士のその要点を解説してもらいました。

避難元地域の避難時ないし避難時に近接した時期の空間線量、及び現時点における同地域の空間線量を整理したところ、この数値が年あたり1mSvを超えない値を示す地域がありました。準備書面(41)では、主に、当該地域についても避難の相

当性が失われないこと、すなわち、「管理区域の規制及び飲食等の禁止の規制」及び「クリアランスレベル」という公衆被ばく線量限度を定めた法規範や基準を明らかにし、その上で当該基準によって判断した場合避難(継続)の相当性が失われないこ

原告ら準備書面(36)では、2016年5月9日付で作成された崎山比早子先生の意見書に基づく主張を行いました。医学博士・崎山比早子先生は、元放射線医学研究所主任研究官であり、国公事故調査委員会委員を務めていた方です。

する近時の知見③福島県民健康調査と甲状腺がんの多発です。①公衆被ばく線量限度に関して勧告をおこなっている国際機関としては、ICRP(国際放射線防護委員会)があります。ICRPは核開発と原子力利用を前提とした機関です

「公衆被ばく線量限度を引き上げろ」と言っているのではなく、単に「介入決定の根拠」として使うことはできないと言っているに過ぎません。事故が起これば高度の汚染地域が発

近年では、諸外国の核施設労働者や高線量地域、CT受診者を対象とした疫学調査が実施され、低線量でもがん死亡率が線量に比例して直線的に増加するということが明らかにな

しかし、実際は侵襲性の高い治療の必要性が高くなることを占めています。もはや多発と事故の因果関係は否定できないものとなっています。政府は年間20mSvになれば帰還せよという政策をとっています。しかし、年間20mSvとは、放射線作業従事者の

「放射線管理区域」で就労しては、許可なく立ち入れない」「飲食、喫煙、就寝、18歳未満の子どもの立入禁止」「区域外に出るときは身体の汚染を検査」「除染しない」と外部に出られない

「汚染度が高ければタイベック等の防護措置」という規制がかけられている区域です。このような場所に帰還せよと言うのです。国は避難の権利を認め、東京電力とともに、その避難生活を経済的に支える施策こそ打ち立てるべきです。(高木野衣弁護士)

とを主張しています。

◎管理区域の規制及び飲食等の禁止の規制

公衆被ばく線量限度を定める法規範の1つである放射線障害防止法は、「放射線作業に従事する者及び一般国民の受ける放射線量を放射線障害の生ずる恐れのない線量以下にする」とを基本原則として、様々な規制を規定しています。

その規制のなかに、放射線管理区域の規制及び飲食等の禁止の規制があります。セシウムが m^2 あたり4万ベクレルを超える恐れがある場所が放射線管理区域にあたります。こうした管理区域においては、立ち入り制限や放射性汚染物の持ち出し禁止等厳重な規制が敷か

れています。さらに、作業室における飲食及び喫煙が禁止されていますし、貯蔵施設のうち放射性同位元素を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙も禁止です。

原告らの避難元は、その殆どが管理区域及び飲食等の禁止にかかる規制が本来なされている地域に該当します。したがって、地域から避難をし、避難を継続することとは、社会通念に照らして相当な行為とい

うべきで、避難と本件事故との間には相当因果関係があることになりす。

◎クリアランスレベル

土壌の汚染レベルが m^2 あたり4万ベクレルにも満たない避難元も、 m^2 あたり6500ベクレルを超えて汚染が確認されました。

原子炉等規制法は、原子力事業者に対し、廃棄物等に関し、「核燃料物質に

鈴木弁護士



〈第15回期日報告集会〉

閉廷後は弁護士会館で報告集会を開催しました。

はじめに原告を代表してお礼の挨拶があり、傍聴ポイントカードの発案者でもある福島さんから、今回で完成したポイントカードの言葉は「あなたの参加が国を動かす」であることが発表されました。

これまでもの傍聴カードは今回で終わりますが、景品が当たった回以降のポイントには次の傍聴カードに引き継がれますので、捨てないで次回期日にお持ちください。

前回みなさまのカーンパを頂いて参加した5月30日の福島県要請行動の報告のあと、支援する会の共同代表に就任された京都「被爆2世・3世の会」代表世話人の平信行さんによる「ノーモア・ヒバクシャ訴訟（原爆症認定訴訟）について」と題するミニ講演がありました。

平さんは、被爆者の現状、ヒバクシャ援護制度の歴史とその問題点、支援活動を通して感じたことなどを限られた時間の中で簡潔に話してくださいました。原

発賠償訴訟との関連で特に強調されたのは、①具体的な体験

た5月30日の福島県

要請行動の報告のあ

と、支援する会の共

同代表に就任された

京都「被爆2世・3世

の会」代表世話人の

平信行さんによる

「ノーモア・ヒバク

シャ訴訟（原爆症認

定訴訟）について」と

題するミニ講演があ

りました。

平さんは、被爆者

の現状、ヒバクシャ

援護制度の歴史とそ

の問題点、支援活動

を通して感じたこと

などを限られた時間



京都ピアノとうたの音楽ひろば
代表 上平知子さん

事実から出発すること

と―被害の実相と被

爆体験を明らかにし

ていくことが最も重

要、支援する側も原

告被爆者の体験証言

を最も大切にしてき

た、原発賠償訴訟で

も原告の陳述書、本

人尋問はとても重

要、②広範な人々に

支持され、世論に支

だけではなく、社会が

核の脅威から解き放

たれる突破口となる

裁判だ」として、「傍

聴支援も裁判所を圧

倒的に包囲するぐら

いの状況をつくって

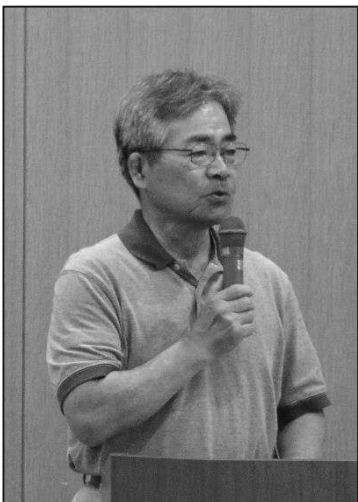
いく必要がある」と強

調されました。

続いて関西訴訟原

告とサポーターから

の連帯の挨拶、支援者



被爆2世・3世の会
代表世話人 平信行さん

えられる闘い―被爆

の実態、被爆の影響、

裁判の実態をどれだ

け多くの人々に知ら

せされるか、毎回の

裁判の様子を広く知

らせることが必要と

いう点でした。最後

に平さんは、「原発賠

償訴訟は原告のため

えました。

7月8日福島県交渉に参加

◆原告共同代表 福島敦子さん

ひだんれん(原発事故被害者団体連絡会)と原訴連(原発被害者訴訟原告団全国連絡会)の共同行動に、原告3名と支援する会の奥森事務局長と一緒に参加しました。

福島県との交渉には、両団体に所属する福島県内および山形、神奈川県、東京、京都などから約30名が

参加。

前回申し入れた知事との交渉要請は保留し、今回は住宅問題の「個別訪問」と「意向調査」に関する問題点の詰めにして交渉。

はじめに、飯館村の長谷川さんが、避難者の考えに耳を傾け、国と県のなすり合いではなく、県民全体が被害者だと認識して交渉してほしいと挨拶。個別訪問の目的は



第1回原発事故避難者の住宅無償提供継続を求める福島県との交渉

担当者によると、来年3月末で打ち切りのため。はじめは理解できなかった目的ですが、個別訪問で意思がはっきりしない方には、計3回の訪問で様子を伺いますとの回答。ストリートに言えば、「出ます」と言うまで3回訪問するからねです。これには、たまげました。個別訪問について、個別に対応する、寄り添うとは具体的に何にかと質問しました。すると、個別訪問を拒否した場合は、「出るとは決められませんから、個別訪問は要りません」と電話をすれば意思表示になるため個別訪問はしませんと担当者が言いました。

一緒に参加した高木さんは、無償提供を望む声は多いとし、継続した住宅提供を訴えました。

また、全国の自治体で無償住宅継続の意見書や請願が採択されているのは、福島県に対するイエローカードであると強

く訴えました。県職員はみなうなずきながら、ペンを走らせていました。自治体から自治体へ訴えかけることの重みを知る一瞬でした。

「意向調査」について、中間とりまとめ以後の数の把握はあいまいで、次回に持ち越すに寄り添う、個別に対応するという回答でした。神奈川原告団の村田団長は寄り添う具体的な対応を質問。そうしたやりとりの中で、避難先自治体に

対して「特定入居のお願いをしていて、今後も粘り強くやっていくとの発言がありました。これは、次回以降の交渉材料にしたいと同時に、京都府市との交渉でも使える情報だと思いました。

岩手県と宮城県は災害救助法による住宅提供の延長を決めており、福島県の打ち切りは腑に落ちないという意見もありました。保留事項は多く、次回の交渉は8月9日です。

「原告 弁護士 支援者の 交流会」を開催

第15回期日は久々に午後からの開廷だったこともあり、報告集会のあと居酒屋の一室を貸し切って「原告・弁護士・支援者の交流会」を行ないました。

初めての企画でしたが、原告6名、関西訴訟原告1名、避難者1名、弁護士3名、支援者8名、支援する会共同代表2名、

事務局スタッフ5名の計26名が参加。一人ずつ立って

自己紹介をしながら交流を進めました。ある原告さんが見た目とは違う意外な一面を告白したり、双子の萩原さん姉妹のあまりのそっくりぶりに感嘆したり、お互いの親密度が深まった交流会でした。

★当面の関連訴訟の日程★

- ・ 7月26日 (火) …原発賠償ひょうご訴訟第15回期日 (神戸地裁) 午後1時30分集合、午後2時開廷
- ・ 8月4日 (木) …原発賠償関西訴訟第10回期日 (大阪地裁) 午後1時15分抽選券配布、午後2時開廷
- ・ 9月14日 (水) …大飯原発差止訴訟第12回期日 (京都地裁) 午後1時20分抽選券配布、午後2時開廷



順番に自己紹介をして交流を深めました

〈お知らせ〉支援する会では会員を募集しています。皆様の会費が会の活動を支えていますので、新規の加入および会費の切り替えをよろしくお願いいたします。